

山陽小野田市中学生の文化・スポーツ活動体制整備協議会設置要綱

(目的)

第1条 国及び山口県が示す公立中学校の部活動の地域移行の方向性を踏まえ、中学生の新たな文化・スポーツ活動の在り方及び体制を整備するため、山陽小野田市中学生の文化・スポーツ活動体制整備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、中学校部活動の段階的な地域移行に関する研究、調整等を進めるため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 本市における部活動の地域移行方針
- (2) 地域移行に係る仕組みづくり
- (3) 生徒、保護者、教職員、文化・スポーツ関係者等への調査
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) スポーツ団体
 - ア 山陽小野田市スポーツ協会を代表する者
 - イ 山陽小野田市スポーツ少年団本部を代表する者
 - ウ 総合型地域スポーツクラブを代表する者
 - エ 山陽小野田市スポーツ推進委員協議会を代表する者
 - オ 山陽小野田市中学校体育連盟を代表する者
- (2) 文化団体
 - ア 山陽小野田市文化協会を代表する者
 - イ 山陽小野田市中学校文化連盟を代表する者
- (3) 学校関係
 - ア 山陽小野田市中学校長会を代表する者
 - イ 山陽小野田市小学校長会を代表する者
 - ウ 山陽小野田市PTA連合会を代表する者
- (4) 学識・行政関係
 - ア 山陽小野田市立山口東京理科大学の職員

イ 山陽小野田市教育委員会事務局の職員

ウ 山陽小野田市協創部の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から協議会が解散する日までとする。

(役職)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、山陽小野田市スポーツ協会を代表する者をもって充てる。
- 3 副会長は、山陽小野田市中学校校長会を代表する者をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合は、その職務を代理する。
- 6 任期途中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。
- 7 協議会に、参与を置くことができる。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理の者を出席させることができる。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 会長は、必要に応じて協議会に部会を設置することができる。

- 2 部会のメンバーは会長が指名する。
- 3 部会は、会長が指示する事項について協議を行う。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、山陽小野田市教育委員会事務局学校教育課及び山陽小野田市協創部文化スポーツ推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月15日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、第1条に規定する目的を達成したとき、その効力を失う。